

10月1日

# 医療機関にかかるときの 自己負担額が変わります

税制改正が行われたことにより、所得区分の判定基準が見直されました。これに伴い、十月一日から老人保健と高額療養費の医療機関にかかるときの自己負担額が変わります。

## 老人保健の現役並み所得者 自己負担割合が2割から3割に

現役並み所得者の自己負担割合が、二割から三割に引き上げられます。それ以外の一般や低所得Ⅰ・Ⅱに当てはまる人は、一割のまま据え置かれます。

## 現役並み所得者とは

70歳以上の人や老人保健で医療を受けている人のうち、1人でも一定所得(課税所得が145万円)以上の人が一帯にいます。  
ただし、収入の合計が1人世帯で383万円未満、2人以上世帯で520万円未満のときは、申請により一般の区分と同じになります。

## 高額療養費の 自己負担限度額を一部引き上げ

高額療養費制度における自己負担限度額の見直しにより、下表のとおり医療にかかる自己負担の限度額が一部引き上げられます。

医療にかかる自己負担限度額は、それぞれの所得によって決められています。一カ月間の医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。入院のときは、世帯単位での自己負担限度額をもとにした額になります。

高額療養費が支給される人には役場から通知します。印鑑と医療機関の領収書をお持ちのうえ、住民課国保係へお越しください。



## 70歳未満の人

平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
自己負担限度額		自己負担限度額	
上位所得者 (月収56万円以上)	139,800円+(医療費-466,000円)×1% 【77,700円】	上位所得者 (月収53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% 【83,400円】
一般	72,300円+(医療費-241,000円)×1% 【40,200円】	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 【24,600円】	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 【24,600円】

## 70歳以上の人

	平成18年9月30日まで		平成18年10月1日から	
	外来(個人ごと)	外来+入院	外来(個人ごと)	外来+入院
現役並み所得者	40,200円	72,300円+(医療費-361,500円)×1% 【40,200円】	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

(注) 金額は、1カ月当たりの限度額。【 】内の金額は、多数該当(過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合です。

詳しくは、住民課国保係  
(☎役場内線125)まで

## 療養病床に入院するとき 食費のほかに居住費が新たに

療養病床に入院する七十歳以上の人は、これまで食材料費にかかったと思われる費用として、およそ二万四千円を負担していました。  
十月からは、次の表のとおり食費のほかに居住費を新たに負担することになります。負担額は、介護保険と同額です。

## 所得が低いとき

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金の受給者	10,000円



●1カ月の負担の目安  
食費 42,000円  
居住費 10,000円

※人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺がみられる状態)、難病などの患者については今までどおりです。

## ご存じですか? 介護保険料の減額措置

介護保険には、次のとおり申請による保険料の減額措置があります。4月にさかのぼって減額できるのは10月31日受付け分までですので、お早めに手続きをお願いします。

【対象者】第1号被保険者(65歳以上)で所得段階が第2、3段階で生活が困難と認められた人  
【減額内容】  
第2段階…年額30,400円から23,400円  
第3段階…年額35,100円から23,400円  
※どちらも第1段階と同じ金額になります。

詳しくは、健康福祉課介護係(☎役場内線155)へお問い合わせください。

## どうぞ やすらかに

葛巻町議会議員  
高宮時男さん



町議会議員の高宮時男さん(田子)が八月九日、急逝されました。高宮さんは、議員としての活動のほか民生児童委員、町障害者作業所「すずらん工房」所長、葛巻ライオンズクラブ会長など幅広い分野で活躍し、地域、福祉の向上に尽力されました。心からご冥福をお祈りします。

## 路線バス「白樺号」と携帯電話

八月二十五日、議会副議長と担当課長ともども仙台のJRバス東北本社を訪れた。この路線は不採算であること、バス事業全体を取り巻く環境が大変厳しくなってきたという現状の説明があったが「白樺号の現行どおりの運行」を要請した。  
次に、NTTドコモ東北を訪れた。光ファイバーの敷設工事に初期投資が大きいこと、これを回収すべき電話利用料金と維



持管理経費とを差し引きすると赤字になること、これから開設する場所はどこも不採算地帯であるとの説明であった。しかし、葛巻町は今後一層の利用拡大が見込まれる可能性があることを説明し、一日も早い不感地帯解消を要請した。  
生活路線バスも携帯電話も、山村であること都市部であること、平等に提供すべき公共サービスである。しかし、不採算という理由で不便を強いられているのが現状である。これを解消するのは本来、国や政治の役目、私も一層奮励努力しなければ…。